

## 地震保険割引制度の概要

お客様の建物が『長期優良住宅』の場合にも地震保険割引を適用することが可能です。お客様の建物が『長期優良住宅』（注）であることが確認できる書類（写）等（下表の下線部分をご確認ください。）をご提出いただいた場合、確認できる内容に応じて、地震保険の保険料に「耐震等級割引（割引率：20%または30%）」または「免震建築物割引（割引率：30%）」を適用します。

（注）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する長期優良住宅の認定を受けた住宅をいいます。

| 割引名     | 対象建物（注1）  | 割引率                                 | 確認書類の写（主な例）   |
|---------|---|-------------------------------------|---|
| 建築年割引   | 昭和56年（1981年）6月1日以降に新築された建物  | 10%                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物登記簿謄本</li> <li>建築確認書</li> <li>宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書、等</li> </ul>                          |
| 耐震等級割引  | 登録住宅性能評価機関による評価を受けた耐震等級を有する建物、または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた耐震等級を有する建物（注2） | 耐震等級3：30%<br>耐震等級2：20%<br>耐震等級1：10% | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設住宅性能評価書</li> <li><u>所管行政庁作成の長期優良住宅に関する認定通知書および登録住宅性能評価機関作成の技術的審査適合証（注3）、等</u></li> </ul> |
| 免震建築物割引 | 登録住宅性能評価機関による評価を受けた免震建築物、または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた免震建築物（注2）           | 30%                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設住宅性能評価書</li> <li><u>所管行政庁作成の長期優良住宅に関する認定通知書および登録住宅性能評価機関作成の技術的審査適合証</u>等</li> </ul>      |
| 耐震診断割引  | 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物                   | 10%                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省の定める基準に適合することを地方公共団体などが証明した書類</li> <li>耐震基準適合証明書</li> <li>住宅耐震改修証明書、等</li> </ul>      |

上記割引はそれぞれ重複して適用できません。

（注1）保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物をいいます。なお、確認書類をご提出いただけない場合は、対象建物であっても割引を適用できません。

（注2）長期優良住宅の取扱いは、平成23年7月1日以降に保険期間が開始する地震保険契約に適用されます。

（注3）認定通知書などの長期優良住宅に関する認定書類のみをご提出いただいた場合は、耐震等級2（割引率：20%）が適用されます。